

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月16日
【計算期間】	第1期特定期間（自 平成25年9月26日 至 平成26年3月17日）
【ファンド名】	U B S グローバル C B オープン（毎月決算型・為替ヘッジあり） U B S グローバル C B オープン（毎月決算型・為替ヘッジなし）
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として、外国籍投資信託^{※1}への投資を通じて、世界各国の転換社債等^{※2}に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※1「毎月決算型・為替ヘッジあり」は、外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）、「毎月決算型・為替ヘッジなし」は、外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（ノンヘッジクラス）（以下、UBS(CAY)グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）およびUBS(CAY)グローバルCBファンド（ノンヘッジクラス）のそれぞれを「指定外国投資信託」ということがあります。）に投資を行います。

※2「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。（有価証券の種類にかかわらず、委託会社（指定外国投資信託の投資運用会社を含む）が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。）

②信託金限度額

各ファンド 2,500億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型／内外／その他資産（転換社債）に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 (転換社債) 資産複合

※商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
内外	組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする
その他資産（転換社債）	組入資産による主たる投資収益が実質的に転換社債を源泉とする

<属性区分表>

[毎月決算型・為替ヘッジあり]

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型 債券 一般 公債 社債 その他債券 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （転換社債）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル（含む 日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり （フルヘッジ） なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

[毎月決算型・為替ヘッジなし]

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型 債券 一般 公債 社債 その他債券 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （転換社債）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル（含む 日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（転換社債））（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて、転換社債に主として投資するもの
年12回（毎月）	年12回（毎月）決算する
グローバル（含む日本）	組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
あり（為替ヘッジ）	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの

なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
-----------	--

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「その他資産（転換社債）」としておりますが、当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券)」としております。

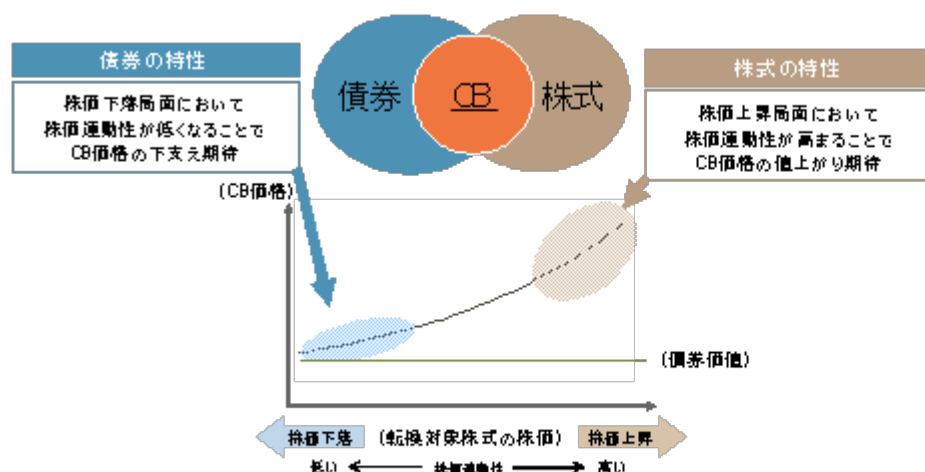
上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

④ファンドの特色

1. 世界各国の転換社債（以下「CB」ということがあります。）等を実質的な主要投資対象とします。
 - ・銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを考慮します。なお、信用格付けが投資適格未満（BBB－未満）の銘柄への投資も行います。（注）
 - （注）投資適格未満（BBB－未満）の銘柄の組入れ比率については、市場環境の変化等に伴い発行体の信用力が低下するような局面等においては上昇する可能性があります。
2. 「毎月決算型・為替ヘッジあり」と「毎月決算型・為替ヘッジなし」の2つのコースからお選びいただけます。
 - ・「毎月決算型・為替ヘッジあり」は、投資先指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
 - ・「毎月決算型・為替ヘッジなし」は、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円高時の為替変動リスクがある一方、円安時には為替収益が期待できます。
3. 指定外国投資信託の運用は、UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）が行います。
 - ・UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）は、委託会社の親会社であるUBS AG（スイスを本拠地としたグローバル総合金融機関）の資産運用部門です。
4. 毎月決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。
 - ・収益分配金額は、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
 - 詳しくは後記「分配方針」をご覧ください。

■CB（転換社債）とは

- ・ CBとは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債です。
- ・ 債券と株式のそれぞれの値動きの特性を兼ね備えています。



※上記はCBの値動きについて、あくまでも一般的なイメージを記載したものであり、必ずしも上記のようになるとは限りません。

■信用格付けとは

- ・ 信用格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付けしたものをいいます。スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。付与された信用格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いということになります。

	スタンダード・アンド・プアーズ社	ムーディーズ社	信用度
	AAA	Aaa	高い
	AA	Aa	
投資適格 (BBB－以上)	A	A	
	BBB	Baa	
	BB	Ba	
	B	B	
投資適格未満 (BBB－未満)	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
	D		低い

- ・ 格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。
スタンダード・アンド・プアーズ社の場合、AA+、AA、AA－、A+、A、A－、ムーディーズ社の場合、Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3と表されます。

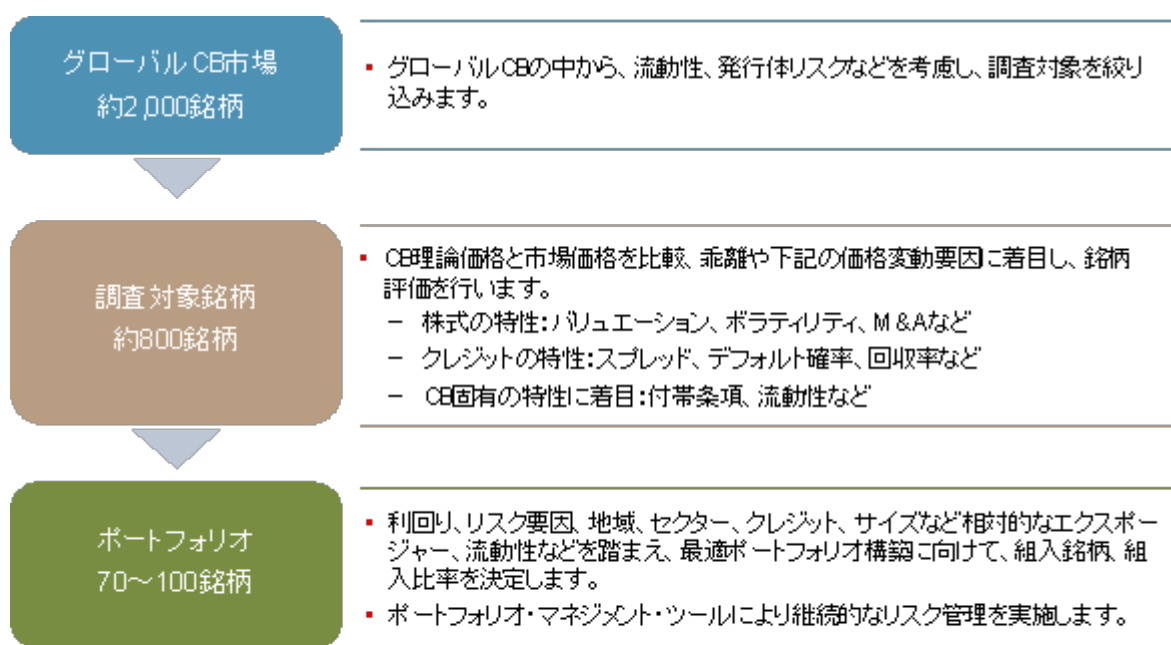
■CBの運用体制※

- 世界各国のクレジット・アナリスト（債券運用部門）、株式アナリスト（株式運用部門）からの分析と、CB運用チーム独自の分析を統合的に活用し運用を行います。



※指定外国投資信託「UBS(CAY) グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）／（ノンヘッジクラス）」は、UBS AG、UBS グローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）が運用します。上記は、UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）におけるCB運用について記載しています。

■運用プロセス



2014年4月末現在

◎ 分配方針

毎決算時（毎月17日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

[イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※両ファンドとも委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

第1期決算日は2013年10月17日です。なお、第1期、第2期、第3期決算においては分配を行わない方針です。

※資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- ◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

【投資信託で分配金が支払われるイメージ】

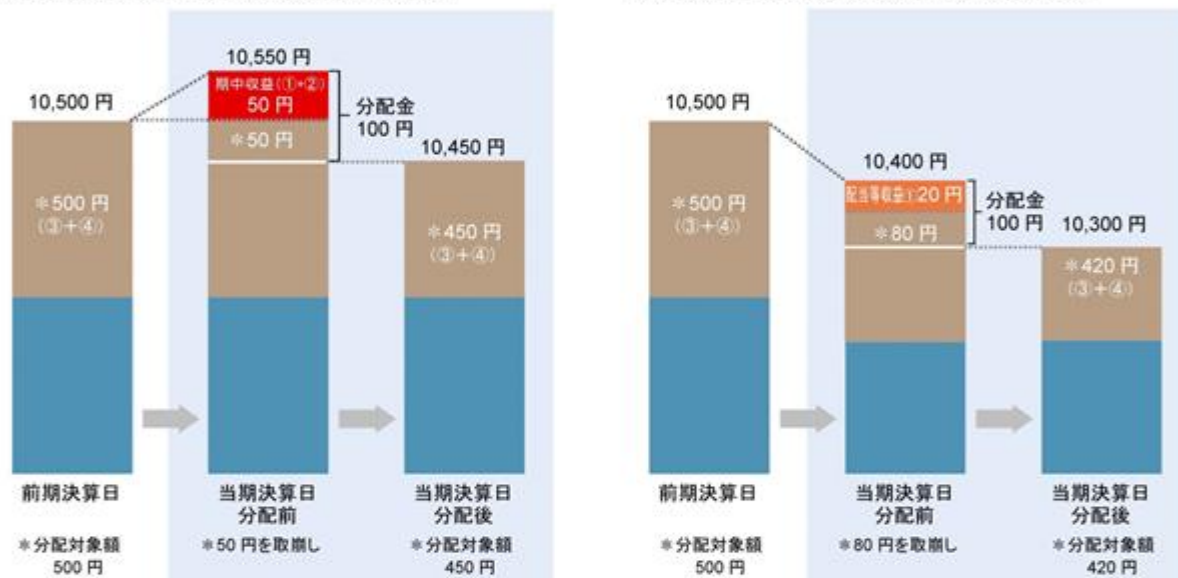


- ◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

【前期決算日から基準価額が下落した場合】



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

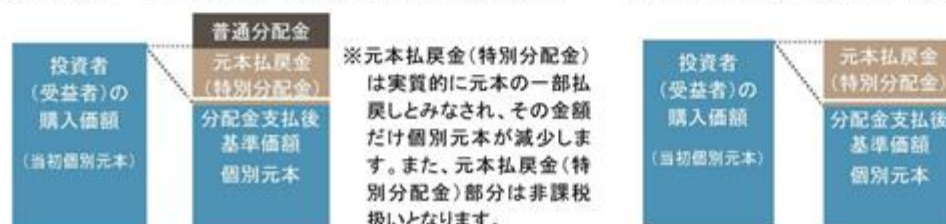
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- ◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

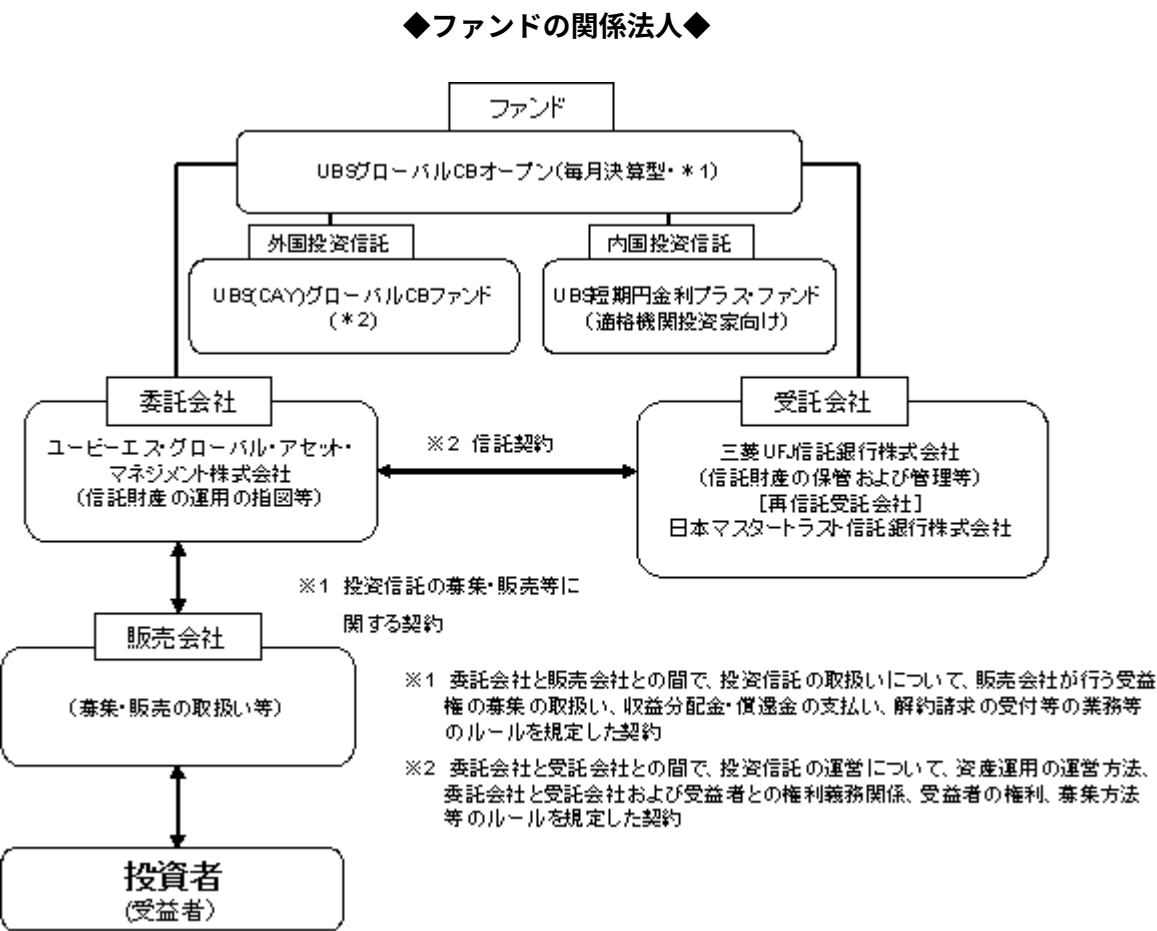
平成25年9月26日 信託契約締結、設定日、運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンド運営の仕組み

以下の「ファンドの関係法人」および「ファンド・オブ・ファンズ方式について」の図表中の*1および*2につきましては、下の表より該当する項目をそれぞれあてはめてご覧ください。

*1	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
*2	円ヘッジクラス	ノンヘッジクラス

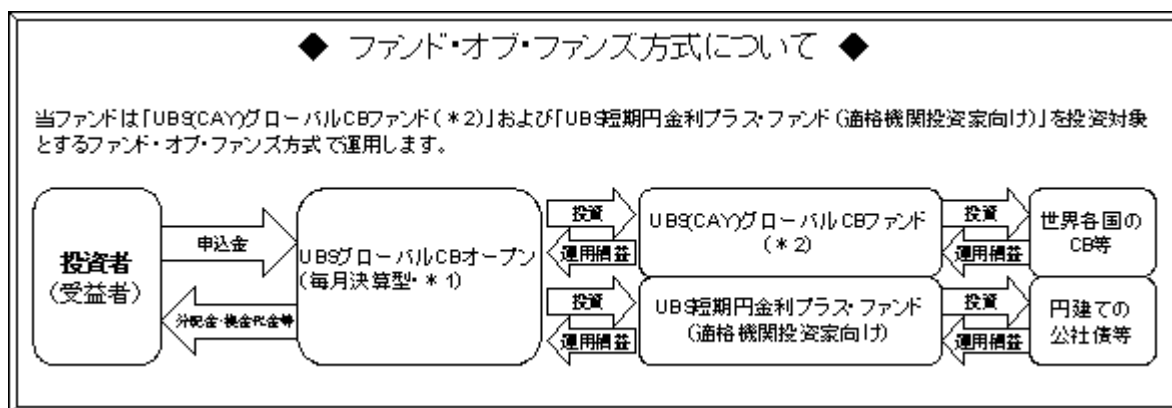


■ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託（ファンド）に投資し、運用を行う投資信託（ファンド）です。

・指定外国投資信託の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

・なお、「毎月決算型・為替ヘッジあり」および「毎月決算型・為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



② 委託会社の概況（平成26年4月末日現在）

1）資本金

22億円

2）沿革

平成 8年4月 1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
平成10年4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年7月 1日	ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年4月 8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に 商号変更

3）大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[毎月決算型・為替ヘッジあり]

指定外国投資信託および国内籍投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益権を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として、世界各国の転換社債等に投資を行います。銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを踏まえ組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満（BBB－未満）の銘柄への投資も行います。
- ② 収益性や流動性を考慮し、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資割合については、特に制限は設けませんが、通常の運用状況においては、指定外国投資信託の受益証券の組入れを高位に維持することを基本とします。
- ③ 投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

[毎月決算型・為替ヘッジなし]

指定外国投資信託および国内籍投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益権を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として、世界各国の転換社債等に投資を行います。銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを踏まえ組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満（BBB－未満）の銘柄への投資も行います。
- ② 収益性や流動性を考慮し、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資割合については、特に制限は設けませんが、通常の運用状況においては、指定外国投資信託の受益証券の組入れを高位に維持することを基本とします。
- ③ 実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

[毎月決算型・為替ヘッジあり]、[毎月決算型・為替ヘッジなし]共通

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

（1）特定資産

イ.有価証券

ロ.約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ハ.金銭債権

（2）特定資産以外の資産

イ.為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（※）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

※「毎月決算型・為替ヘッジあり」については（円ヘッジクラス）、「毎月決算型・為替ヘッジなし」については（ノンヘッジクラス）

1.短期社債等

2.コマーシャル・ペーパー

- 3.外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 4.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

資金の借入れ等の指図を行うことができます。

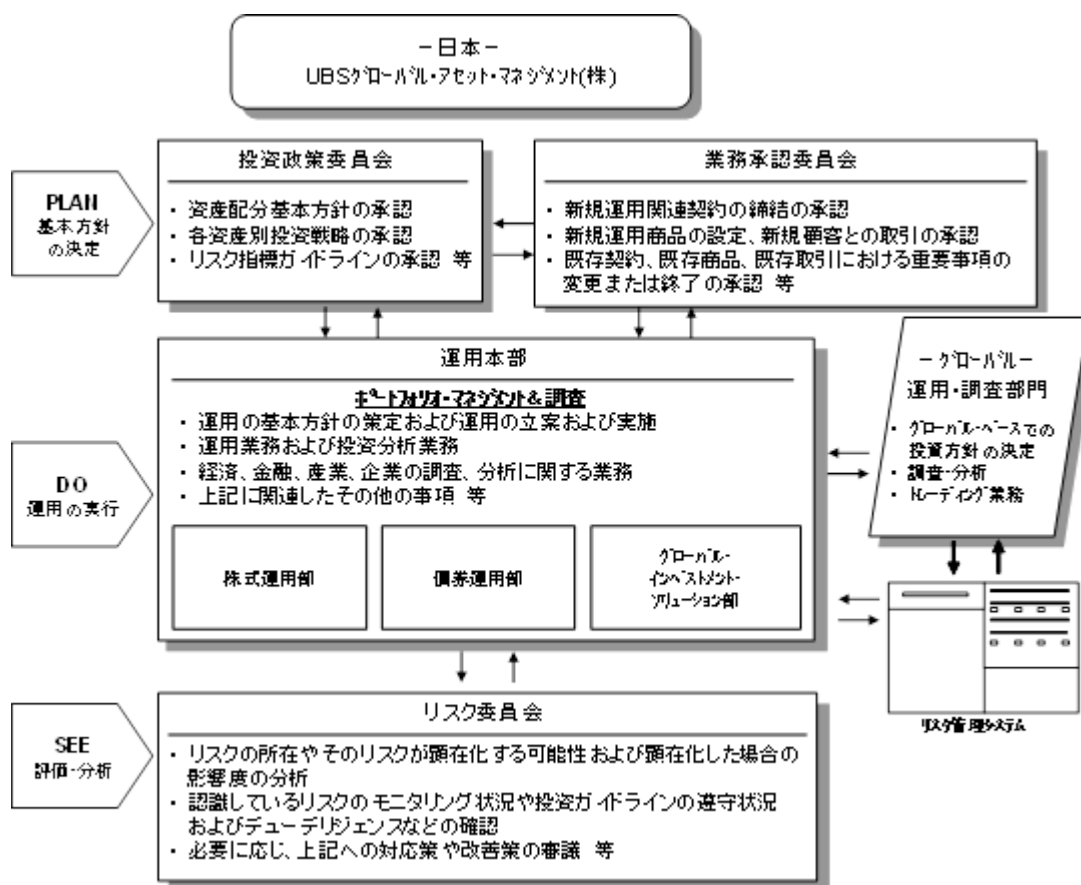
[各ファンドが投資対象とする投資信託の概要]

投資信託証券の名称	UBS (CAY)グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）／（ノンヘッジクラス）
形態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	世界各国の転換社債等 [※] を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 [※] 「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。 （有価証券の種類にかかわらず、指定外国投資信託の投資運用会社が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。）
主な投資対象	主として世界各国の転換社債等を投資対象とします。
管理報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③受託報酬及び管理事務代行報酬等： 指定外国投資信託の受託報酬、保管・事務管理報酬については、純資産総額に応じて、年率または固定金額のいずれかが適用されます。 受託報酬（年率0.01%、ただし、年10,000米ドル相当額を下回る場合は、10,000米ドル相当額） 保管・事務管理報酬（年率0.07%、ただし、年40,000米ドル相当額を下回る場合は、40,000米ドル相当額） 名義書換代行報酬（年率0.01%） 運用報酬（年率0.50%） ④信託財産留保額：換金時の基準価額に対し0.30%を乗じて得た額 ⑤その他費用：法務費用、監査費用及びその他諸費用（法令により必要とされる書類の作成、届出、交付にかかる費用、受益権の管理事務等に関する費用等を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産から支弁することができるものとします。また、売買委託手数料、信託事務の諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 指定外国投資信託の設定に関する費用は指定外国投資信託が負担し、3年を超えない期間にわたって償却されます。
関係会社の名称	投資運用会社：UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）
投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）

形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
信託報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③信託報酬：年率0.0432%（税抜年率0.04%） ④その他費用 ^{（注）} ：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等
関係会社の名称	委託会社：ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

（注）信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

(3) 【運用体制】



※上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成26年4月末日現在)

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル＆コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8～10名程

度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4)【分配方針】

毎決算時（毎月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。なお、第1期、第2期、第3期決算においては分配を行わない方針です。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」を申込の場合は、分配金は税引後、無手数料で再投資できますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】**[信託約款による投資制限]**

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑥ その他の投資制限

（資金の借入れの指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

[法令による投資制限]

- ① 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ② デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■転換社債等の価格変動リスク

転換社債等の価格は、主に発行体の株価変動、金利変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。組入れられた転換社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。転換社債等の価格の変動幅は、償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

（株価変動リスク）

- ・転換社債等の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換社債等の転換価格が発行体の株式の時価に近いとき、または下回っているときに、転換社債等の時価は対象となる株式の価格変動に特に敏感に反応します。

（金利変動リスク）

- ・転換社債等の価格は、金利変動によっても変動します。一般的に転換社債等の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向があり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

（信用リスク）

- ・転換社債等の価格は、発行体の信用力の変化によっても変動します。転換社債等の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、転換社債等の価格は大きく下落することがあります。また、当ファンドでは信用格付けが投資適格未満（BBB－未満）の転換社債等への投資を行います。当該転換社債等は、信用度が高い転換社債等と比較して、高い利回りを享受することが期待できる一方で、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

■カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落することや、運用方針に沿った運用が困難となることがあります。

■為替変動リスク

[毎月決算型・為替ヘッジあり]

投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

[毎月決算型・為替ヘッジなし]

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

■短期金融商品等の信用リスク

ファンド資産を短期金融商品等で実質的に運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

■解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

その他の留意点

■買付および換金申込に係る制限

- ・ 買付または換金の申込日がチューリッヒ、ロンドン、もしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日には、当該買付または換金のお申込は受け付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付および換金のお申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

■クーリング・オフ

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的リスク

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・ 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- ・ 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・ 銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、そ

これらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2)【換金（解約）手数料】

- ・換金手数料： ありません。
- ・信託財産留保額： 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.026%（税抜年率0.95%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	販売会社	受託会社
0.20%	0.70%	0.05%

なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が、指定外国投資信託の純資産総額に対して年率0.59%程度（委託会社が資産した概算値、2014年4月末現在）かかります。したがって、当ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して年率1.616%程度となります。

（ご参考・概算値）

（表内の料率については年率表示）

投資対象とする投資信託証券	指定外国投資信託においては、純資産総額に応じて以下のいずれかの料率が適用されます。 ・0.59%程度 ・0.58%程度+年10,000米ドル相当額 ・0.51%程度+年50,000米ドル相当額
---------------	---

(4)【その他の手数料等】

①信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として信託財産中から支弁します。

②売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として信託財産中から支弁します。

③監査費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

④その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記③および④の1から6の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記③および④の1から6の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（注）前記①および②の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%^{（注）}および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%^{（注）}および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

<損益通算>

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座（以下「NISA口座」ということがあります。）を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

NISA口座での投資額が年間100万円以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。

公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%^{（注）}）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

③ 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

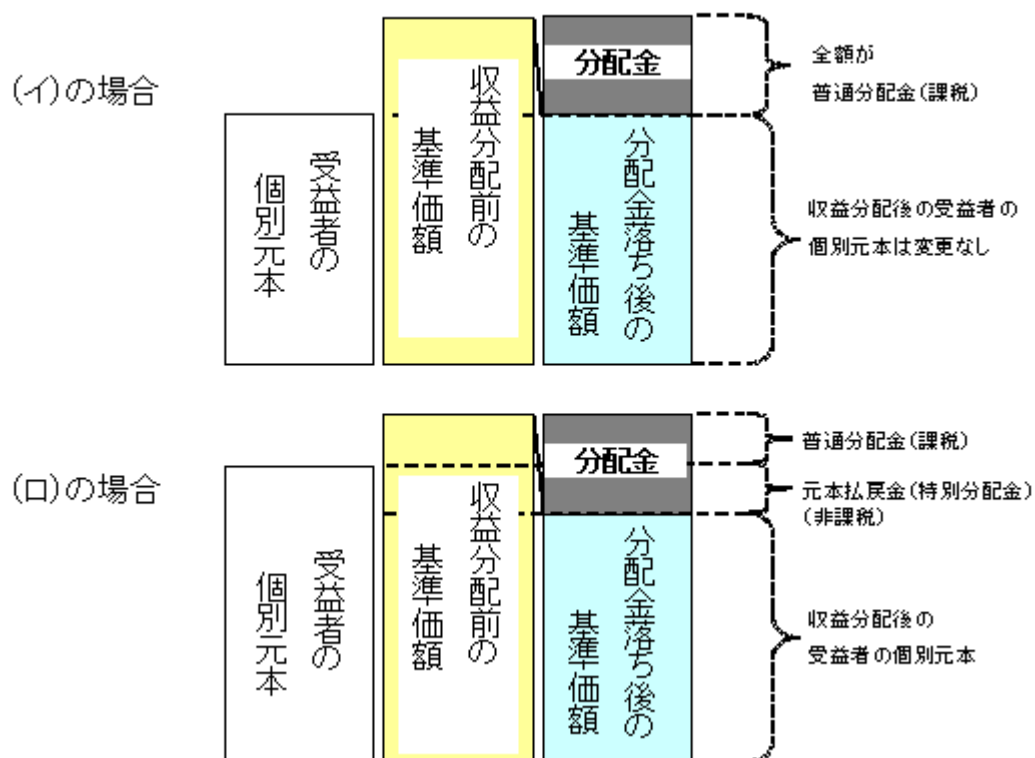
受益者が分配金を受け取る際、

（イ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、

（ロ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ＞



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの費用・税金

〔ファンドの費用〕

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜 3.00%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、 0.30% を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用							
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に 年率1.026%(税抜年率0.95%) を乗じて得た額とします。 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table><tr><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>0.20%</td><td>0.70%</td><td>0.05%</td></tr></table> ※運用管理費用(信託報酬)は、原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	委託会社	販売会社	受託会社	0.20%	0.70%	0.05%
		委託会社	販売会社	受託会社					
		0.20%	0.70%	0.05%					
		当ファンドが投資対象とする投資信託証券	当ファンドの純資産総額に対して年率0.59%程度 (委託会社が試算した概算値、2014年4月末現在)						
実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して 年率1.616%程度								
	その他の費用・手数料	・監査報酬および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用等(日々の純資産総額に対して上限年率 0.1%)を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用等が、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。							

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

〔税金〕

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は平成26年4月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【UBSグローバルCBオープン（毎月決算型・為替ヘッジあり）】

(1)【投資状況】

(2014年4月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン	766,593,363	99.10
	日本	1,997,516	0.25
	小計	768,590,879	99.36
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	4,929,315	0.63
合計（純資産総額）	—	773,520,194	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2014年4月30日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	UBS (CAY) Global CB Fund (JPY Hedged Class)	732,810,786	1.04	763,955,244	1.0461	766,593,363	99.10
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ ファンド（適格機関投資家 向け）	1,992,336	1.0025	1,997,316	1.0026	1,997,516	0.25

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率（2014年4月30日現在）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.36
合計	99.36

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。（2014年4月30日現在）

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。（2014年4月30日現在）

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2014年4月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期特定期間末 (2014年3月17日)	772	773	1.0428	1.0443
2013年9月末日	282	—	0.9996	—
2013年10月末日	342	—	1.0091	—
2013年11月末日	367	—	1.0158	—
2013年12月末日	457	—	1.0234	—
2014年1月末日	474	—	1.0238	—
2014年2月末日	544	—	1.0476	—
2014年3月末日	783	—	1.0450	—
2014年4月30日	773	—	1.0539	—

② 【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金(円)
第1期特定期間	0.0045

③ 【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期特定期間	4.7

(4) 【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期特定期間	746,422,524	6,000,000

(注1) 第1期特定期間中の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【UBSグローバルCBオープン（毎月決算型・為替ヘッジなし）】

(1) 投資状況

(2014年4月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン	2,883,733,518	99.35
	日本	5,284,827	0.18
	小計	2,889,018,345	99.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	13,525,274	0.46
合計（純資産総額）	—	2,902,543,619	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

(2014年4月30日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	UBS (CAY) Global CB Fund (Non-Hedged Class)	2,619,194,840	1.09	2,854,922,375	1.1010	2,883,733,518	99.35
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ ファンド（適格機関投資家 向け）	5,271,123	1.0025	5,284,300	1.0026	5,284,827	0.18

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率（2014年4月30日現在）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.53
合計	99.53

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。（2014年4月30日現在）

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（2014年4月30日現在）

(3) 運用実績

①純資産の推移

2014年4月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期特定期間末 (2014年3月17日)	3,031	3,036	1.0852	1.0872
2013年9月末日	1,065	—	0.9996	—
2013年10月末日	1,464	—	1.0156	—
2013年11月末日	1,852	—	1.0536	—
2013年12月末日	2,412	—	1.0927	—
2014年1月末日	2,560	—	1.0692	—
2014年2月末日	2,757	—	1.0902	—
2014年3月末日	3,116	—	1.0985	—
2014年4月30日	2,902	—	1.1061	—

②分配の推移

期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期特定期間	0.0060

③収益率の推移

期間	収益率(%)
第1期特定期間	9.1

(4) 設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期特定期間	2,853,903,360	60,651,356

(注1) 第1期特定期間中の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報>

基準価額・純資産の推移（2014年4月30日現在）

【毎月決算型・為替ヘッジあり】



【毎月決算型・為替ヘッジなし】



※基準価額(分配金再投資)は運用管理費用(信託報酬)控除後で、税引前分配金を再投資したものととして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

【毎月決算型・為替ヘッジあり】

2013年12月	0円
2014年1月	15円
2014年2月	15円
2014年3月	15円
2014年4月	15円
直近1年間累計	60円
設定来累計	60円

【毎月決算型・為替ヘッジなし】

2013年12月	0円
2014年1月	20円
2014年2月	20円
2014年3月	20円
2014年4月	20円
直近1年間累計	80円
設定来累計	80円

主要な資産の状況（2014年4月30日現在）

【組入れ上位10銘柄】

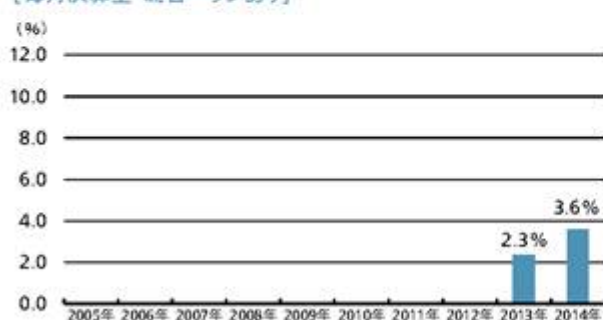
銘柄名	償還期限	利率	国名または地域	投資比率 (%)
1 BNPパリバ・アビトラージ・イシュアンス	2017/04/03	0.000	スイス	1.4
2 ザンク・スリ	2020/10/15	0.500	7ヶ月	1.2
3 ナショナル・バンク・オブ・アラブ・ドバイ	2018/03/12	1.000	UAE	1.2
4 オート・レバ・インテリジェント・ファイナンス	2014/08/28	4.125	オーストラリア	1.2
5 オート・レバ・ドバイ	2017/09/24	1.000	UAE	1.2
6 CFSリサーチ・グループ・オーストラリア	2016/07/04	5.750	オーストラリア	1.1
7 BGCバートナース	2016/07/15	4.500	7ヶ月	1.1
8 PDLバートナース	2018/02/01	4.000	7ヶ月	1.1
9 トラスト	2015/02/01	3.750	フランス	1.1
10 CGG	2019/01/01	1.250	フランス	1.1

※ 投資比率は、「UBS(CAY)グローバルCBファンド」の純資産総額に占める割合。

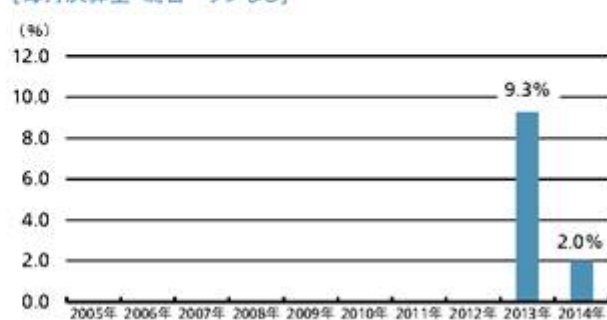
※ 「毎月決算型・為替ヘッジあり」はファンドの純資産総額に対し「UBS(CAY)グローバルCBファンド (円ヘッジクラス)」を99.10%、「毎月決算型・為替ヘッジなし」はファンドの純資産総額に対し「UBS(CAY)グローバルCBファンド (ノンヘッジクラス)」を99.35%組入れています。

年間収益率の推移（2014年4月30日現在）

【毎月決算型・為替ヘッジあり】



【毎月決算型・為替ヘッジなし】



※2013年については、当初設定日（2013年9月26日）から年末までの騰落率。2014年は、年初から4月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（申込期間）

- ・ 平成25年9月26日から平成26年12月16日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込の受付）

- ・ 申込期間中の購入の申込については、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

※ 買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

- ・ 1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
 - ※ 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。
 - ※ 詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初元本1口＝1円）
 - ※ 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

（買付代金の支払い）

- ・ 販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。

（買付申込受付の中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは買付申込の受付を中止することおよびすでに受付けた買付申込を取り消すことがあります。

（買付申込不可日）

- ・ 買付申込日がチューリッヒ、ロンドン、もしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日には、買付申込は受付けません。

2【換金（解約）手続等】

（換金申込の受付）

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、換金申込が行われ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

（注）換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権

の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（換金単位）

- ・ 1円または1口を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 （営業日の9：00～17：00）

（換金価額）

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

※換金時の費用や税金についての詳細は前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

（換金代金の支払い）

- ・ 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

（換金申込受付けの中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けした換金申込を取り消すことがあります。
- ・ 前記の換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして計算された価額とします。

（換金申込不可日）

- ・ 換金申込日がチューリッヒ、ロンドン、もしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日には、換金申込は受付けません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（基準価額の算定）

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

（基準価額の算出頻度と公表）

- ・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるとともに、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくこともできます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成25年9月26日から平成35年9月15日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、後記「(5) その他[信託の終了]」に該当する場合は、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎月18日から翌月17日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。なお、第1期の計算期間は、信託契約締結日から平成25年10月17日までとします。

(5)【その他】

[信託の終了]

（信託契約の解約）

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より1年経過後（平成26年9月26日以降）に信託契約の一部解約により各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 前記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎年3月および9月の決算時および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記a.の事項（前記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a.からf.にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- a. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

① 分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

② 償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に应じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。

④ 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

⑤ 信託約款の解約または重要な約款変更に関する異議を述べ受益権の買取りを請求する権利（反対者の買取請求権）

信託約款の解約または信託約款の重要な変更が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約)b.」または「[信託約款の変更]b.」に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

UBSグローバルCBオープン（毎月決算型・為替ヘッジあり）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第27条により、平成25年9月26日から平成25年10月17日までとしており、当特定期間は第1期計算期間から第6期計算期間までをあわせて特定期間として報告しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年9月26日から平成26年3月17日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【U B S グローバル C B オープン（毎月決算型・為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 平成26年 3月17日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	28,202,374
投資信託受益証券	768,077,723
未収利息	23
流動資産合計	796,280,120
資産合計	796,280,120
負債の部	
流動負債	
未払金	22,600,000
未払収益分配金	1,110,633
未払受託者報酬	23,321
未払委託者報酬	419,771
その他未払費用	7,078
流動負債合計	24,160,803
負債合計	24,160,803
純資産の部	
元本等	
元本	740,422,524
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,696,793
（分配準備積立金）	16,727,033
元本等合計	772,119,317
純資産合計	772,119,317
負債純資産合計	796,280,120

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 自 平成25年 9月26日 至 平成26年 3月17日
営業収益	
受取配当金	8,054,535
受取利息	2,042
有価証券売買等損益	13,506,873
営業収益合計	21,563,450
営業費用	
受託者報酬	105,838
委託者報酬	1,905,031
その他費用	56,997
営業費用合計	2,067,866
営業利益又は営業損失（△）	19,495,584
経常利益又は経常損失（△）	19,495,584
当期純利益又は当期純損失（△）	19,495,584
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	20,192
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,043,212
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,043,212
剰余金減少額又は欠損金増加額	251,424
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	213,808
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,616
分配金	2,570,387
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,696,793

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2.収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 平成26年 3月17日現在
1.特定期間末日における受益権の総数	740,422,524口
2.特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0428円 (10,428円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成25年 9月26日 至 平成26年 3月17日
分配金の計算過程 (平成25年9月26日から平成25年10月17日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(152円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(418,354円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は418,506円(1万口当たり13円) ですが、分配を行っておりません。 (平成25年10月18日から平成25年11月18日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(187円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(3,777,522円)、信託約款に規定される収益調整金(256,866円)、および分配準備積立金(418,506円)より分配対象収益は4,453,081円(1万口当たり125円) ですが、分配を行っておりません。 (平成25年11月19日から平成25年12月17日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(548,639円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,342,065円)、および分配準備積立金(4,196,215円)より分配対象収益は6,086,919円(1万口当たり139円) ですが、分配を行っておりません。 (平成25年12月18日から平成26年1月17日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(2,334,151円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(5,652,920円)、信託約款に規定される収益調整金(1,952,274円)、および分配準備積立金(4,744,854円)より分配対象収益は14,684,199円(1万口当たり317円) であり、うち694,075円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

（平成26年1月18日から平成26年2月17日までの計算期間）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(2,830,535円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(2,397,233円)、信託約款に規定される収益調整金(3,151,097円)、および分配準備積立金(12,037,850円)より分配対象収益は20,416,715円(1万口当たり399円)であり、うち765,679円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

（平成26年2月18日から平成26年3月17日までの計算期間）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,296,560円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(219,139円)、信託約款に規定される収益調整金(14,969,760円)、および分配準備積立金(16,321,967円)より分配対象収益は32,807,426円(1万口当たり443円)であり、うち1,110,633円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 平成25年 9月26日 至 平成26年 3月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債、転換証券、為替予約取引です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターン of の大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成26年 3月17日現在
----	---------------------

1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	当期 平成26年 3月17日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,052,362
合計	1,052,362

(デリバティブ取引等に関する注記)

当期（平成26年 3月17日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期（自 平成25年 9月26日 至 平成26年 3月17日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	当期 自 平成25年 9月26日 至 平成26年 3月17日
元本の推移	
期首元本額	210,997,715円
期中追加設定元本額	535,424,809円
期中一部解約元本額	6,000,000円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託 受益証券	日本円	UBS 短期円金利プラス・ ファンド(適格機関投資家向 け)	1,992,336	1,997,516	
		UBS(CAY)グローバルCBファンド (円ヘッジクラス)	740,102,606	766,080,207	
		小計		768,077,723	
合計				768,077,723	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドはケイマン籍円建て外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）」ならびに国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

ケイマン籍円建て外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）」の状況

「UBSグローバルCBオープン（毎月決算型・為替ヘッジあり）」の期間期末日（2014年3月17日）現在において、当ファンドは第1期決算日を迎えておりません。

国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第5期決算日（2014年1月20日）の状況をご報告申し上げます。

＊資産、負債、元本及び基準価額の状況＊

(2014年1月20日現在)

項 目	当 期 末
(A) 資産	967,025,384円
コール・ローン等	156,408
UBS短期円金利プラス・マザー ファンド(評価額)	966,668,976
未収入金	200,000
(B) 負債	228,750
未払信託報酬	218,783
その他未払費用	9,967
(C) 純資産総額(A-B)	966,796,634
元本	964,247,578
次期繰越損益金	2,549,056
(D) 受益権総口数	964,247,578口
1万口当たり基準価額(C/D)	10,026円

〔元本増減〕

期首元本額	1,076,766,467円
期中追加設定元本額	75,363,836円
期中一部解約元本額	187,882,725円
1口当たり純資産額	1.0026円

＊損益の状況＊

(自2013年1月22日 至2014年1月20日)

項 目	当 期
(A) 配当等収益	7円
受取利息	7
(B) 有価証券売買損益	604,808
売買益	640,544
売買損	△ 35,736
(C) 信託報酬等	△ 464,487
(D) 当期損益金(A+B+C)	140,328
(E) 前期繰越損益金	2,045,184
(F) 追加信託差損益金	363,544
(配当等相当額)	(407,418)
(売買損益相当額)	(△ 43,874)
(G) 計 (D+E+F)	2,549,056
(H) 収益分配金	0
次期繰越損益金(G+H)	2,549,056
追加信託差損益金	363,544
(配当等相当額)	(429,070)
(売買損益相当額)	(△ 65,526)
分配準備積立金	4,214,724
繰越損益金	△2,029,212

(注1) 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。

(注2) 損益の状況の中で(C)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注3) 損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

(注4) 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,059,175円）、費用控除後の有価証券等損益額（0円）、信託約款に規定する収益調整金（429,070円）および分配準備積立金（2,155,549円）より分配対象収益は4,643,794円（10,000口当たり48円）ですが、分配を行っておりません。

＊組入資産の明細＊

親投資信託残高

(2014年1月20日現在)

項 目	期 首	当 期 末	
	口 数	口 数	評 価 額
	千口	千口	千円
UBS短期円金利プラス・マザーファンド	1,074,729	962,146	966,668

(注) 口数・評価額の単位未満は切り捨て。

UBS短期円金利プラス・マザーファンドの運用状況

当ファンドは、UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）が投資対象とする親投資信託で、信託財産の実質的な運用を行っております。

ご参考として、第5期決算日（2014年1月20日）の運用状況をご報告申し上げます。

＊資産、負債、元本及び基準価額の状況＊

(2014年1月20日現在)

項 目	当 期 末
(A) 資産	966,854,163円
コール・ローン等	396,896,104
公社債(評価額)	569,957,733
未収利息	326
(B) 負債	200,000
未払解約金	200,000
(C) 純資産総額(A-B)	966,654,163
元本	962,146,886
次期繰越損益金	4,507,277
(D) 受益権総口数	962,146,886口
1万口当たり基準価額(C/D)	10,047円

〔元本増減〕

期首元本額	1,074,729,579円
期中追加設定元本額	70,982,988円
期中一部解約元本額	183,565,681円
1口当たり純資産額	1.0047円

〔当マザーファンドの当期末における元本の内訳〕

UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	962,146,886円
-----------------------------	--------------

＊損益の状況＊

(自2013年1月22日 至2014年1月20日)

項 目	当 期
(A) 配当等収益	2,767,736円
受取利息	2,767,736
(B) 有価証券売買損益	△2,177,916
売買益	25,528
売買損	△2,203,444
(C) 当期損益金(A+B)	589,820
(D) 前期繰越損益金	4,434,764
(E) 追加信託差損益金	317,012
(F) 解約差損益金	△ 834,319
(G) 計 (C+D+E+F)	4,507,277
次期繰越損益金(G)	4,507,277

（注1）損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。

（注2）損益の状況の中で(E)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

（注3）損益の状況の中で(F)解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額分をいいます。

＊組入資産明細表＊（2014年1月20日現在）

公社債

国内（邦貨建）公社債

① 種類別開示

区 分	当 期				末		
	額面金額	評価額	組入比率	うちBB格以下 組入比率	残存期間別組入れ比率		
					5年以上	2年以上	2年未満
	千円	千円	%	%	%	%	%
国 債 証 券	570,000	569,957	59.0	—	—	—	59.0
合 計	570,000	569,957	59.0	—	—	—	59.0

（注1）組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。

（注2）単位未満は切り捨て。

（注3）一印は組み入れなし。

（注4）評価については金融商品取引業者、価格情報会社等よりデータを入手しています。

（注5）残存期間が1年以内の公社債は原則としてアキュムレーションまたはアモチゼーションにより評価しています。

② 個別銘柄開示

銘 柄	当 期				末
	利 率	額面金額	評価額	償還年月日	
(国債証券)	%	千円	千円		
第414回 国庫短期証券	—	570,000	569,957	2014/3/10	
合 計	—	570,000	569,957	—	

（注）額面・評価額の単位未満は切り捨て。

【UBSグローバルCBオープン（毎月決算型・為替ヘッジなし）】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第27条により、平成25年9月26日から平成25年10月17日までとしており、当特定期間は第1期計算期間から第6期計算期間までをあわせて特定期間として報告しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年9月26日から平成26年3月17日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

UBSグローバルCBオープン（毎月決算型・為替ヘッジなし）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 平成26年 3月17日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	45,920,674
投資信託受益証券	3,005,100,667
未収入金	1,694,900
未収利息	37
流動資産合計	3,052,716,278
資産合計	3,052,716,278
負債の部	
流動負債	
未払金	11,400,000
未払収益分配金	5,586,504
未払解約金	2,214,400
未払受託者報酬	114,158
未払委託者報酬	2,054,794
その他未払費用	34,268
流動負債合計	21,404,124
負債合計	21,404,124
純資産の部	
元本等	
元本	2,793,252,004
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	238,060,150
（分配準備積立金）	170,438,713
元本等合計	3,031,312,154
純資産合計	3,031,312,154
負債純資産合計	3,052,716,278

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 自 平成25年 9月26日 至 平成26年 3月17日
営業収益	
受取配当金	40,015,822
受取利息	7,977
有価証券売買等損益	133,052,690
営業収益合計	173,076,489
営業費用	
受託者報酬	517,037
委託者報酬	9,306,592
その他費用	273,290
営業費用合計	10,096,919
営業利益又は営業損失（△）	162,979,570
経常利益又は経常損失（△）	162,979,570
当期純利益又は当期純損失（△）	162,979,570
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	427,123
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	95,730,209
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	95,730,209
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,093,012
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,711,743
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	381,269
分配金	15,129,494
期末剰余金又は期末欠損金（△）	238,060,150

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 平成26年 3月17日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	2,793,252,004口
2. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0852円 (10,852円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成25年 9月26日 至 平成26年 3月17日
分配金の計算過程 (平成25年9月26日から平成25年10月17日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(991円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(11,125,066円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は11,126,057円(1万口当たり89円) ですが、分配を行っておりません。 (平成25年10月18日から平成25年11月18日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,300円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(36,982,352円)、信託約款に規定される収益調整金(4,322,235円)、および分配準備積立金(11,126,057円)より分配対象収益は52,431,944円(1万口当たり322円) ですが、分配を行っておりません。 (平成25年11月19日から平成25年12月17日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(4,180,643円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(51,855,653円)、信託約款に規定される収益調整金(33,242,305円)、および分配準備積立金(48,059,481円)より分配対象収益は137,338,082円(1万口当たり636円)ですが、分配を行っておりません。 (平成25年12月18日から平成26年1月17日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(11,309,914円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(53,211,743円)、信託約款に規定される収益調整金(47,737,690円)、および分配準備積立金(103,701,141円)より分配対象収益は215,960,488円(1万口当たり928円)であり、うち4,652,159円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

（平成26年1月18日から平成26年2月17日までの計算期間）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(13,048,388円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(43,167,925円)、および分配準備積立金(161,959,057円)より分配対象収益は218,175,370円(1万口当たり892円)であり、うち4,890,831円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

（平成26年2月18日から平成26年3月17日までの計算期間）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(7,475,682円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(75,792,142円)、および分配準備積立金(168,549,535円)より分配対象収益は251,817,359円(1万口当たり901円)であり、うち5,586,504円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 平成25年 9月26日 至 平成26年 3月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債、転換証券です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターン of の大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成26年 3月17日現在
----	---------------------

1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	当期 平成26年 3月17日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	27,500,859
合計	27,500,859

(デリバティブ取引等に関する注記)

当期（平成26年 3月17日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期（自 平成25年 9月26日 至 平成26年 3月17日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	当期 自 平成25年 9月26日 至 平成26年 3月17日
元本の推移	
期首元本額	775,285,355円
期中追加設定元本額	2,078,618,005円
期中一部解約元本額	60,651,356円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

有価証券報告書（国内）

投資信託 受益証券	日本円	UBS 短期円金利プラス・ ファンド(適格機関投資家向 け)	5,271,123	5,284,827	
		UBS(CAY)グローバルCBファンド (ノンヘッジクラス)	2,777,864,469	2,999,815,840	
		小計		3,005,100,667	
合計				3,005,100,667	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドはケイマン籍円建て外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド（ノンヘッジクラス）」ならびに国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

ケイマン籍円建て外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド（ノンヘッジクラス）」の状況

「UBSグローバルCBオープン（毎月決算型・為替ヘッジなし）」の期間期末日（2014年3月17日）現在において、当ファンドは第1期決算日を迎えておりません。

国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第5期決算日（2014年1月20日）の状況をご報告申し上げます。

＊資産、負債、元本及び基準価額の状況＊

(2014年1月20日現在)

項 目	当 期 末
(A) 資産	967,025,384円
コール・ローン等	156,408
UBS短期円金利プラス・マザー ファンド(評価額)	966,668,976
未収入金	200,000
(B) 負債	228,750
未払信託報酬	218,783
その他未払費用	9,967
(C) 純資産総額(A-B)	966,796,634
元本	964,247,578
次期繰越損益金	2,549,056
(D) 受益権総口数	964,247,578口
1万口当たり基準価額(C/D)	10,026円

〔元本増減〕

期首元本額	1,076,766,467円
期中追加設定元本額	75,363,836円
期中一部解約元本額	187,882,725円
1口当たり純資産額	1.0026円

＊損益の状況＊

(自2013年1月22日 至2014年1月20日)

項 目	当 期
(A) 配当等収益	7円
受取利息	7
(B) 有価証券売買損益	604,808
売買益	640,544
売買損	△ 35,736
(C) 信託報酬等	△ 464,487
(D) 当期損益金(A+B+C)	140,328
(E) 前期繰越損益金	2,045,184
(F) 追加信託差損益金	363,544
(配当等相当額)	(407,418)
(売買損益相当額)	(△ 43,874)
(G) 計 (D+E+F)	2,549,056
(H) 収益分配金	0
次期繰越損益金(G+H)	2,549,056
追加信託差損益金	363,544
(配当等相当額)	(429,070)
(売買損益相当額)	(△ 65,526)
分配準備積立金	4,214,724
繰越損益金	△2,029,212

(注1) 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。

(注2) 損益の状況の中で(C)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注3) 損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

(注4) 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,059,175円）、費用控除後の有価証券等損益額（0円）、信託約款に規定する収益調整金（429,070円）および分配準備積立金（2,155,549円）より分配対象収益は4,643,794円（10,000口当たり48円）ですが、分配を行っておりません。

＊組入資産の明細＊

親投資信託残高

(2014年1月20日現在)

項 目	期 首	当 期 末	
	口 数	口 数	評 価 額
	千口	千口	千円
UBS短期円金利プラス・マザーファンド	1,074,729	962,146	966,668

(注) 口数・評価額の単位未満は切り捨て。

UBS短期円金利プラス・マザーファンドの運用状況

当ファンドは、UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）が投資対象とする親投資信託で、信託財産の実質的な運用を行っております。

ご参考として、第5期決算日（2014年1月20日）の運用状況をご報告申し上げます。

＊資産、負債、元本及び基準価額の状況＊

(2014年1月20日現在)

項 目	当 期 末
(A) 資産	966,854,163円
コール・ローン等	396,896,104
公社債(評価額)	569,957,733
未収利息	326
(B) 負債	200,000
未払解約金	200,000
(C) 純資産総額(A-B)	966,654,163
元本	962,146,886
次期繰越損益金	4,507,277
(D) 受益権総口数	962,146,886口
1口当たり基準価額(C/D)	10,047円

[元本増減]

期首元本額	1,074,729,579円
期中追加設定元本額	70,982,988円
期中一部解約元本額	183,565,681円
1口当たり純資産額	1.0047円

[当マザーファンドの当期末における元本の内訳]

UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	962,146,886円
-----------------------------	--------------

＊損益の状況＊

(自2013年1月22日 至2014年1月20日)

項 目	当 期
(A) 配当等収益	2,767,736円
受取利息	2,767,736
(B) 有価証券売買損益	△2,177,916
売買益	25,528
売買損	△2,203,444
(C) 当期損益金(A+B)	589,820
(D) 前期繰越損益金	4,434,764
(E) 追加信託差損益金	317,012
(F) 解約差損益金	△ 834,319
(G) 計 (C+D+E+F)	4,507,277
次期繰越損益金(G)	4,507,277

(注1) 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。

(注2) 損益の状況の中で(E)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

(注3) 損益の状況の中で(F)解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額分をいいます。

＊組入資産明細表＊（2014年1月20日現在）

公社債

国内（邦貨建）公社債

① 種類別開示

区 分	当 期 末						
	額面金額	評価額	組入比率	うちBB格以下 組入比率	残存期間別組入れ比率		
					5年以上	2年以上	2年未満
	千円	千円	%	%	%	%	%
国 債 証 券	570,000	569,957	59.0	—	—	—	59.0
合 計	570,000	569,957	59.0	—	—	—	59.0

(注1) 組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。

(注2) 単位未満は切り捨て。

(注3) 一印は組み入れなし。

(注4) 評価については金融商品取引業者、価格情報会社等よりデータを入手しています。

(注5) 残存期間が1年以内の公社債は原則としてアキュムレーションまたはアモチゼーションにより評価しています。

② 個別銘柄開示

銘 柄	当 期 末			
	利 率	額面金額	評価額	償還年月日
(国債証券)	%	千円	千円	
第414回 国庫短期証券	—	570,000	569,957	2014/3/10
合 計	—	570,000	569,957	—

(注) 額面・評価額の単位未満は切り捨て。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成26年4月30日現在）

[毎月決算型・為替ヘッジあり]

I 資産総額	774,823,289 円
II 負債総額	1,303,095 円
III 純資産総額（I－II）	773,520,194 円
IV 発行済口数	733,952,153 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0539 円

[毎月決算型・為替ヘッジなし]

I 資産総額	3,004,465,863 円
II 負債総額	101,922,244 円
III 純資産総額（I－II）	2,902,543,619 円
IV 発行済口数	2,624,084,960 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1061 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託者は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成26年4月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

① 経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

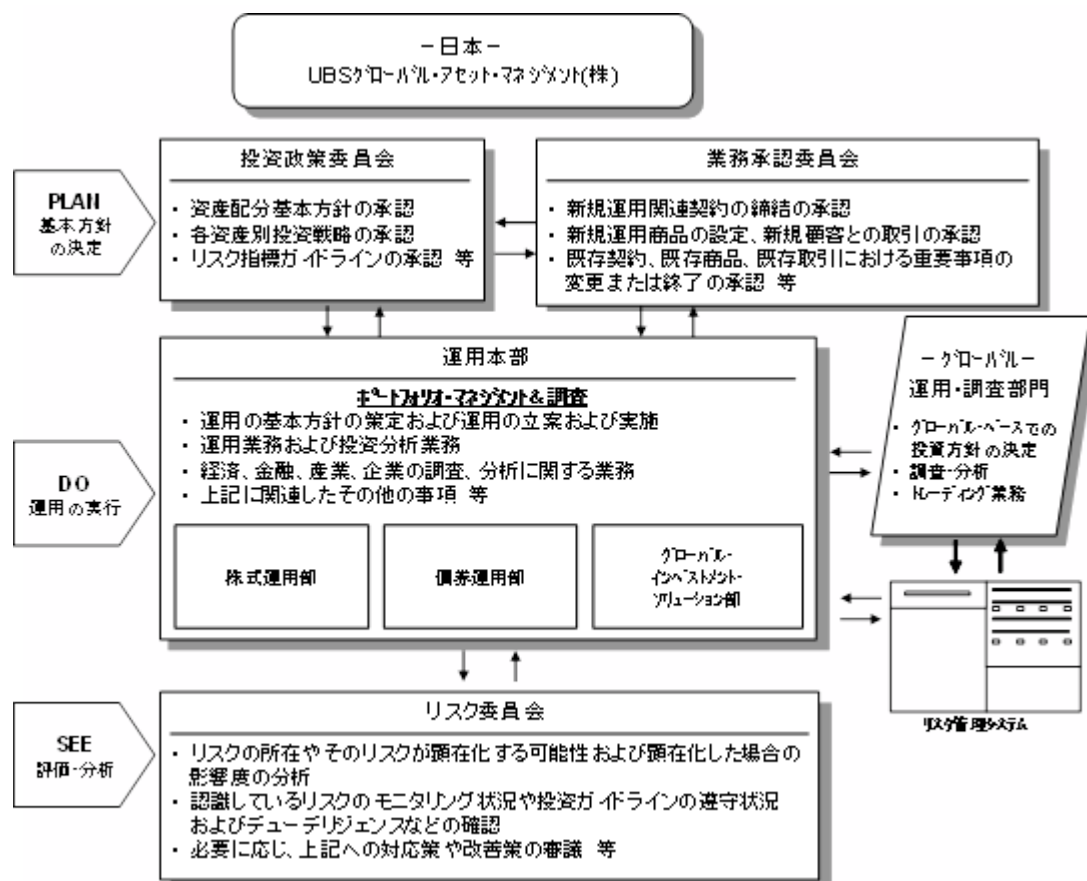
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



(平成26年4月末日現在)

※上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年4月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託を除く。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	84	1,025,069
合計	84	1,025,069

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期 別		第17期 〈平成24年3月31日〉		第18期 〈平成25年3月31日〉	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
(資 産 の 部)					
流 動 資 産					
現 金 ・ 預 金	*1		4,527,037		3,354,581
未 収 入 金	*1		236,315		458,392
未収委託者報酬			1,166,243		1,451,992
未収運用受託報酬	*1		412,520		557,253
そ の 他 未 収 収 益	*1		755,597		773,957
繰 延 税 金 資 産			97,190		89,830
そ の 他			8,893		37,018
流 動 資 産 計			7,203,797		6,723,024
固 定 資 産					
投 資 そ の 他 の 資 産			533,670		437,610
繰延税金資産		488,670		417,610	
ゴルフ会員権		45,000		20,000	
固 定 資 産 計			533,670		437,610
資 産 合 計			7,737,467		7,160,634

期 別		第17期 〈平成24年3月31日〉		第18期 〈平成25年3月31日〉	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 〈千円〉	内 訳	金 額 〈千円〉
（ 負 債 の 部 ）					
流 動 負 債					
預 り 金			145,046		372,353
未 払 費 用	*1		1,350,117		1,675,669
未 払 消 費 税			21,288		34,551
未 払 法 人 税 等			337,901		489,884
賞 与 引 当 金			122,466		114,351
そ の 他			3,249		2,294
流動負債計			1,980,069		2,689,104
固 定 負 債					
退職給付引当金			291,417		226,251
固定負債計			291,417		226,251
負債合計			2,271,487		2,915,356
（ 純 資 産 の 部 ）					
株 主 資 本					
資 本 金			2,200,000		2,200,000
利 益 剰 余 金			3,265,979		2,045,278
利 益 準 備 金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
繰越利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
純 資 産 合 計			5,465,979		4,245,278
負債・純資産合計			7,737,467		7,160,634

(2) 【損益計算書】

期 別		第17期 〔 自 平成23年4月1日 〕 〔 至 平成24年3月31日 〕		第18期 〔 自 平成24年4月1日 〕 〔 至 平成25年3月31日 〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営 業 収 益					
委 託 者 報 酬		8,948,072		9,270,358	
運 用 受 託 報 酬	*1	1,523,631		1,586,058	
そ の 他 営 業 収 益	*1	2,079,932		2,139,484	
営 業 収 益 計			12,551,636		12,995,901
営 業 費 用					
支 払 手 数 料			4,481,341		4,688,873
広 告 宣 伝 費			143,998		108,267
調 査 費			76,822		88,373
営 業 雑 経 費			91,557		105,939
通 信 費		6,321		7,470	
印 刷 費		2,383		1,330	
協 会 費		19,197		13,240	
そ の 他	*1	63,653		83,898	
営 業 費 用 計			4,793,720		4,991,454
一 般 管 理 費					
給 料			2,769,198		2,673,693
役 員 報 酬		229,059		215,114	
給 料 ・ 手 当	*1	1,760,034		1,737,508	
賞 与		780,105		721,070	
交 際 費			49,888		87,508
旅 費 交 通 費			82,604		82,826
租 税 公 課			37,564		36,161
不 動 産 賃 借 料			259,656		348,848
退 職 給 付 費 用			265,690		152,133
事 務 委 託 費	*1		1,884,416		2,019,103
諸 経 費			75,972		66,771
一 般 管 理 費 計			5,424,992		5,467,047
営 業 利 益			2,332,923		2,537,400
営 業 外 収 益					
受 取 利 息		338		284	
為 替 差 益		24,163		-	
雑 収 入		1,187		82	
営 業 外 収 益 計			25,688		367
営 業 外 費 用					
為 替 差 損		-		19,768	
営 業 外 費 用 計			-		19,768
経 常 利 益			2,358,612		2,517,999
税 引 前 当 期 純 利 益			2,358,612		2,517,999
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			958,720		960,280
法 人 税 等 調 整 額			128,640		78,420
当 期 純 利 益			1,271,252		1,479,299

(3) 【株主資本等変動計算書】

《単位:千円》

株 主 資 本		第17期 〔自 平成23年4月1日〕 〔至 平成24年3月31日〕	第18期 〔自 平成24年4月1日〕 〔至 平成25年3月31日〕
資 本 金	当 期 首 残 高	2,200,000	2,200,000
	当 期 変 動 額	－	－
	当 期 末 残 高	2,200,000	2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	当 期 首 残 高	550,000	550,000
	当 期 変 動 額	－	－
	当 期 末 残 高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当 期 首 残 高	1,444,727	2,715,979
	当 期 変 動 額	－	△ 2,700,000
	剰余金の配当 当 期 純 利 益	1,271,252	1,479,299
	当 期 末 残 高	2,715,979	1,495,278
利 益 剰 余 金 合 計	当 期 首 残 高	1,994,727	3,265,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	3,265,979	2,045,278
株 主 資 本 合 計	当 期 首 残 高	4,194,727	5,465,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	5,465,979	4,245,278
純 資 産 合 計	当 期 首 残 高	4,194,727	5,465,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	5,465,979	4,245,278

〔注 記 事 項〕

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
7,876千円	6,006千円

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
現金・預金	2,685,819	286,996
未収入金	1,383	-
未収運用受託報酬	4,044	11,206
その他未収収益	305,772	239,146
未払費用	111,449	88,662

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(単位：千円)

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
運用受託報酬	3,626	12,315
その他営業収益	530,376	312,524
事務委託費	150,692	241,352
給料・手当	42,399	6,984
営業雑経費 その他	40,527	67,498

(株主資本等変動計算書関係)

第17期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期定時株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第17期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,527,037	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	412,520	-
その他未収収益	755,597	755,597	-
資産計	6,861,398	6,861,398	-
未払費用	1,350,117	1,350,117	-
未払法人税等	337,901	337,901	-
負債計	1,688,018	1,688,018	-

第18期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,354,581	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	557,253	-
その他未収収益	773,957	773,957	-
資産計	6,137,783	6,137,783	-
未払費用	1,675,669	1,675,669	-
未払法人税等	489,884	489,884	-
負債計	2,165,553	2,165,553	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第17期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	-
その他未収収益	755,597	-
合計	6,861,398	-

第18期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	-
その他未収収益	773,957	-
合計	6,137,783	-

（退職給付関係）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第17期 （平成24年3月31日）	第18期 （平成25年3月31日）
(1) 退職給付債務	804,804	811,962
(2) 年金資産	513,386	585,711
(3) 退職給付引当金	291,417	226,251

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
(1) 勤務費用	135,018	143,801
(2) 利息費用	9,685	7,914
(3) 期待運用収益	△3,112	△2,977
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	75,513	△29,824
(5) 過去勤務債務	-	-
小計	217,104	118,914
(6) 確定拠出年金拠出額	5,741	9,606
(7) 特別退職金	42,845	23,613
合計	265,690	152,133

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準

(2) 割引率

第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1.00%	0.395%

(3) 期待運用収益率

第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
0.58%	0.58%

(4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
繰 延 税 金 資 産		
未 払 費 用	25,940	5,970
未払事務所税	3,120	2,750
減価償却超過額	18,230	18,760
未払事業税	26,240	41,120
株式報酬費用	217,050	196,020
退職給付引当金	251,610	201,060
賞与引当金	41,890	39,980
その他	1,780	1,780
評価性引当額	-	-
合計	585,860	507,440

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.65%	38.01%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.44%	3.13%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.21%	-
その他	△0.20%	0.11%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	46.10%	41.25%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,223,314千円	1,752,779千円	749,450千円	3,725,543千円

委託者報酬 9,270,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,298,081千円	投資運用

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,502,229千円	投資運用

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSは、法人・機関投資家および個人のお客様向けに、世界の主要な金融センターを含む50カ国以上にて金融サービスを提供する、世界有数の金融機関です。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス・エイジー (ロンドン証券取引所上場)	スイス・チューリッヒ	3,600,000,000円	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用委託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当 営業経費用-その他	4,896,377 2,991,640 3,626 530,376 150,692 42,399 40,327	現金・預金 未収入金 未収運用委託報酬 その他未収収益 未払費用	2,683,819 1,383 4,044 303,772 111,449

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産関係費	10,573 42,839 281,133 235,256	未収運用受託報酬 未収入金 未払費用	4,480 234,931 231,336
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミントン	22,205百万米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	給料・手当	53	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	93百万米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	給料・手当	5,713	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	182,048 392,957	その他未収収益 未払費用	40,403 108,002
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	16,809 56,851	その他未収収益 未払費用	4,424 23,047
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	72,139 78,795 266,409	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	30,761 13,831 106,036
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	1514百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	20,263	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	8,634 339,396 221,183 75	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,845 103,751 43,004
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	839,715	その他未収収益	164,926
	UBS D'Garnier LLC	米国・デラウェア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	67,827
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
	UBS / Gendale Investment Management Limited	モーリシャス共和国	2百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,546
	UBS Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	3,292 36,311	その他未収収益 未払費用	4,295 9,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス・エイジー(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及び、それに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 給料・手当 営業経費用-その他事務委託費	2,920,067 4,918,889 12,315 312,324 6,964 674,983 241,332	現金・預金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	268,986 11,206 239,146 88,682

取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
税	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	744億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産賃借料	889 49,681 325,214 323,904	未収入金 未払費用	457,765 271,915
会社	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	4,787	未収運用受託報酬	80
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	18.9百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	183,076 373,634	その他未収収益 未払費用	9,007 120,055
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	19,380 183,296	その他未収収益 未払費用	10,882 96,829
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	34,136 149,327 208,185	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,873 71,920 153,796
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.4百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	627	未収入金	627
	UBS Global Asset Management (America) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	31,580 409,685 238,370 98	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	9,823 144,350 103,590
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	658,685	その他未収収益	189,352
	UBS D/Gammar LLC	米国・テラウエア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	運用受託報酬 その他営業収益	141,199 379,019	未収運用受託報酬 その他未収収益	78,688 93,403
	UBS D/Gammar Investors LLC	米国・テラウエア	2.5万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	26,318	未収運用受託報酬	26,318
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	28,874	-	-
	UBS / Gerdale Investment Management Limited	モーリシャス共和国	2万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	8,443	その他未収収益	1,785
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	39,181 90,237	その他未収収益 未払費用	14,087 29,345

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	253,054円61銭	196,540円68銭
1株当たり当期純利益	58,854円27銭	68,486円06銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益（千円）	1,271,252	1,479,299
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,271,252	1,479,299
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成25年4月 1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

期 別		第19期 中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
科目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現 金 ・ 預 金			3,639,870
未 収 入 金			21,528
未 収 委 託 者 報 酬			880,903
未 収 運 用 受 託 報 酬			338,120
そ の 他 未 収 収 益			832,890
繰 延 税 金 資 産			212,900
そ の 他			54,293
流 動 資 産 計			5,980,507
固 定 資 産			
投 資 そ の 他 の 資 産			473,200
繰 延 税 金 資 産		453,200	
ゴ ル フ 会 員 権		20,000	
固 定 資 産 計			473,200
資 産 合 計			6,453,707

期 別		第19期 中間会計期間末 （平成25年9月30日）	
科目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）
（ 負 債 の 部 ）			
流 動 負 債			
預 り 金			33,442
未 払 金			16,226
未 払 費 用			1,240,564
未 払 消 費 税			46,604
未 払 法 人 税 等			791,331
賞 与 引 当 金			342,309
そ の 他			1,360
流 動 負 債 計			2,471,839
固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金			223,421
固 定 負 債 計			223,421
負 債 合 計			2,695,260
（ 純 資 産 の 部 ）			
株 主 資 本			
資 本 金			2,200,000
利 益 剰 余 金			1,558,447
利 益 準 備 金		550,000	
そ の 他 利 益 剰 余 金		1,008,447	
繰 越 利 益 剰 余 金		1,008,447	
純 資 産 合 計			3,758,447
負 債 ・ 純 資 産 合 計			6,453,707

(2) 中間損益計算書

期 別		第19期 中間会計期間 〔自 平成25年4月 1日〕 〔至 平成25年9月30日〕	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)
営業収益			
委託者報酬			4,874,160
運用受託報酬			664,848
その他営業収益			1,231,514
営業収益計			6,770,523
営業費用			
支払手数料			2,368,482
広告宣伝費			35,367
調査費			44,274
営業雑経費			85,588
通信費		4,885	
印刷費		942	
協会費		9,280	
その他		70,479	
営業費用計			2,533,712
一般管理費			
給料			1,230,476
役員報酬		38,565	
給料・手当		827,921	
賞与		363,990	
交際費			36,587
旅費交通費			39,003
租税公課			22,287
不動産賃借料			118,729
退職給付費用			81,467
事務委託費			1,060,412
諸経費			34,364
一般管理費計			2,623,327
営業利益			1,613,482
営業外収益			
受取利息			201
為替差益			6,371
雑収入			1,922
営業外収益計			8,494
経常利益			1,621,977
税引前中間純利益			1,621,977
法人税、住民税及び事業税			772,748
法人税等調整額			△ 158,660
中間純利益			1,007,888

(3) 中間株主資本等変動計算書

〈単位: 千円〉

株 主 資 本		第19期中間会計期間 〔自 平成25年 4月 1日〕 〔至 平成25年 9月30日〕
資 本 金	当 期 首 残 高	2,200,000
	当中間期変動額	—
	当中間期末残高	2,200,000
利 益 剰 余 金		
利 益 準 備 金	当 期 首 残 高	550,000
	当中間期変動額	—
	当中間期末残高	550,000
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰越利益剰余金	当 期 首 残 高	1,495,278
	当中間期変動額	剰余金の配当 当中間純利益 △ 1,494,720 1,007,888
	当中間期末残高	1,008,447
利 益 剰 余 金 合 計	当 期 首 残 高	2,045,278
	当中間期変動額	△ 486,831
	当中間期末残高	1,558,447
株 主 資 本 合 計	当 期 首 残 高	4,245,278
	当中間期変動額	△ 486,831
	当中間期末残高	3,758,447
純 資 産 合 計	当 期 首 残 高	4,245,278
	当中間期変動額	△ 486,831
	当中間期末残高	3,758,447

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第19期 中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600		
2. 配当に関する事項 配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期 定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期 定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

第19期 中間会計期間

自 平成25年 4月 1日

至 平成25年 9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,639,870	3,639,870	-
未収委託者報酬	880,903	880,903	-
未収運用受託報酬	338,120	338,120	-
その他未収収益	832,890	832,890	-
資 産 計	5,691,785	5,691,785	-
未払費用	1,240,564	1,240,564	-
未払法人税等	791,331	791,331	-
負 債 計	2,031,895	2,031,895	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(セグメント情報)

第19期 中間会計期間
自 平成25年 4月 1日
至 平成25年 9月30日

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

日本	米国	その他	合計
541,063千円	921,360千円	433,938千円	1,896,362千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 4,874,160千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,297,030千円	投資運用

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

(1株当たり情報)

第19期 中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日	
1株当たり純資産額	174,002円18銭
1株当たり中間純利益金額	46,661円50銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,007,888千円
普通株式に係る中間純利益	1,007,888千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称	資本金の額 (平成26年2月末日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円 (平成26年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103百万円 (平成25年9月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売業務及び一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成25年6月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

平成25年12月20日	臨時報告書
平成26年1月24日	有価証券届出書の訂正届出書
平成26年3月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野 佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月2日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBオープン（毎月決算型・為替ヘッジあり）の平成25年9月26日から平成26年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBオープン（毎月決算型・為替ヘッジあり）の平成26年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月2日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBオープン（毎月決算型・為替ヘッジなし）の平成25年9月26日から平成26年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBオープン（毎月決算型・為替ヘッジなし）の平成26年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化した
ものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月3日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。